

みやこ町 訪問型サービス(独自)サービスコード表(R7.4.1～)

新設

変更

廃止

みやこ町では使用しない

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度(月4回以上) 1176 単位	1,176	1月につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度(月8回以上) 2349 単位	2,349	
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度(月12回以上) 3727 単位	3,727	
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月あたりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 287 単位 287 単位	287	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合 179 単位	179	
A2	2621	訪問型独自サービス23		(二)所要時間45分以上の場合 220 単位	220	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合 163単位	163	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 12 単位減算	-12	1月につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合 23 単位減算	-23	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合 37 単位減算	-37	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 3 単位減算	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合 2 単位減算	-2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(二)所要時間45分以上の場合 2 単位減算	-2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合 2 単位減算	-2	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画診策定減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 12 単位減算	-12	1月につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画診策定減算12		(2)1週に2回程度の場合 23 単位減算	-23	
A2	D214	訪問型独自業務継続計画診策定減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合 37 単位減算	-37	
A2	D216	訪問型独自業務継続計画診策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 3 単位減算	-3	1回につき
A2	D217	訪問型独自業務継続計画診策定減算22		(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合 2 単位減算	-2	
A2	D218	訪問型独自業務継続計画診策定減算23		(二)所要時間45分以上の場合 2 単位減算	-2	
A2	D219	訪問型独自業務継続計画診策定減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合 2 単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等がサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 所定単位数の 12% 減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算		1回につき

みやこ町 訪問型サービス(独自)サービスコード表(R7.4.1～)

新設

変更

廃止

みやこ町では使用しない

R7.4.1

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算 200 単位加算		200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算 50 単位加算		50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 245/1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 224/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 182/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の 145/1000 加算		1月につき	
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(1) 所定単位数の 221/1000 加算		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(2) 所定単位数の 208/1000 加算		
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(3) 所定単位数の 200/1000 加算		
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(4) 所定単位数の 187/1000 加算		
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(5) 所定単位数の 184/1000 加算		
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(6) 所定単位数の 163/1000 加算		
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(7) 所定単位数の 163/1000 加算		
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(8) 所定単位数の 158/1000 加算		
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(9) 所定単位数の 142/1000 加算		
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(10) 所定単位数の 139/1000 加算		
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11			(十一)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(11) 所定単位数の 121/1000 加算		
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12			(十二)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(12) 所定単位数の 118/1000 加算		
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13			(十三)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(13) 所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14			(十四)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(14) 所定単位数の 76/1000 加算		